

容リ法改正対策委員会 2020年度活動報告

2021年6月7日(月)

紙製容器包装リサイクル推進協議会

【自主行動計画2020】

- 環境に配慮した3Rの推進や主体間の連携に資する取り組みの一層の充実を図る
- 紙製容器包装リサイクル推進協議会の目標及び4年目にあたる2019年度実績
 - ① リデュースの数値目標(14%)に対して13.1%
 - ② 回収率の数値目標(28%)に対して26.6%

「自主行動計画2025」策定

【自主行動計画2025】

- 素材の特性に応じた容器包装3Rの推進や主体間連携の深化の取り組みに一層の充実を図る
- 紙製容器包装リサイクル推進協議会の自主行動計画2025の目標値
 - ① 削減率の数値目標は、15%（前回14%）
 - ② 回収率の数値目標は、28%（前回28%）

「提言」の改訂

紙製容器包装の「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」改訂

前回の合同審議会では紙製容器包装の「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」として、識別表示を紙製容器包装の紙単体と複合品の区別表示を設定することを提言し、「紙製容器包装の回収量の拡大の観点からの識別表示の検討を引き続き行うべきである」と課題に取り上げられていることを勘案し、第2回理事会(11月17日)で改訂しました。

プラスチック資源循環施策（パブリックコメント）

▶ プラスチック資源循環の流れ

- 「プラスチック資源循環戦略」の具体化に向けて、経産省、環境省の合同会議にて、第1回の会議（昨年5/12）から審議が開始されました。第2回（5/26）、第3回（6/23）で関係者のヒアリングを実施し、第4回（7/21）、第5回（9/1）では「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性（案）」が検討されました。第6回（10/20）の「今後のプラスチック資源循環施策に関する論点整理」を経て

プラスチック資源循環施策（パブリックコメント）

▶ プラスチック資源循環の流れ

第7回（11/20）にて「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（案）」として検討され、昨年12月のパブリックコメント後、第8回（1/28）会議で正式に取りまとめられました。

- ・「プラから紙、バイオマスプラ等の再生可能資源への適切な代替の促進」及び「製品プラあるいは小規模事業系プラを容リプラとまとめて容リルートを活用してリサイクルする」ため、経産省及び環境省の課長・室長以下のメンバーが連れ立って当推進協議会事務所を訪問され説明を受けました。

プラスチック資源循環施策（パブリックコメント）

容リ法改正対策委員会で討議し、当推進協議会から5件、3R推進団体連絡会から1件、意見を提出。

- 意見① 容リ制度見直しに係わる討議については特定事業者も参加できるように。
- 意見② プラから紙への代替はリデュース・代替素材への転換と明確に位置付けを。
- 意見③ 環境配慮設計は市場規制的な手法ではなく、自主的な取り組み、指針に。
- 意見④、⑤ 容リプラ・製品プラ・小規模事業系プラの「一括回収」や市町村とリサイクル事業者で、

プラスチック資源循環施策(パブリックコメント)

「一体選別」を行う場合でも容リ法の枠組みである役割・費用分担を維持し特定事業者の費用負担増無きよう容リルートの活用では必要な処置を。

- ・意見(3R推進団体連絡会) 容リルートの活用にあたり必要な法令を整備し、容リ協にコンプライアンスの影響・費用負担を及ぼさないように。

その結果、「再生可能性の観点から再生素材や再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)に適切に切り替え」と、紙として明確な位置付けになるよう反映されました。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

1. 目的、基本方針、責務

【基本方針の策定】

- プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

2. 個別の措置事項

【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。
 - 認定製品を国が率先して調達する(グリーン購入法上の配慮)とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。

【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者(小売・サービス事業者など)が取り組むべき判断基準を策定する。
 - 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

【市区町村の分別収集・再商品化】

① プラスチック資源としての一括回収

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化を可能にする。

② 中間処理工程の一体化・合理化

- 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。

※ 役割分担の見直しが懸念される

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

【製造・販売業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。
 - 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く輩出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

▶ 今後の見通し

【プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律】

- | | |
|---------------|-----------------|
| •2021年3月 | 閣議決定 |
| •2021年6月 | 国会審議
全会一致で成立 |
| •2021年秋 | 省令 |
| •2022年4月(来春)? | 施行 |
| •2023年4月 | 容リ協運用開始 |

グリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス(CLOMA)

- 容リ制度の見直しや「プラから紙へ」等、直接係わる部分である、Key action 5 の「紙・セルロース素材の開発・利用」における テーマ 2 の「未利用の紙系廃棄物、複合素材廃棄物のリサイクル」についての取り組みを中心に活動しました。
- 複合素材のリサイクルの実態を把握するために、印刷工業会液体カートン部会や全国牛乳容器環境協議会(容環協)のヒアリングに同行し、新たに技術部会に参加するなど積極的に活動しました。

中国の廃棄物輸入規制の動き

- 2018年1月から、紙製容器包装あるいは雑がみを
含む「その他古紙」の**中国への輸出禁止**に続き、
**2021年の1月には、段ボールをはじめとした古紙
全般の輸出が禁止**となりました。
- **新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、在庫増
大・景気後退**など、今後とも予断を許さない状況
が続くと考えられ、今後の動向にも注目する必要
があります。

容リ法改正対策委員会 2020年度活動報告

完